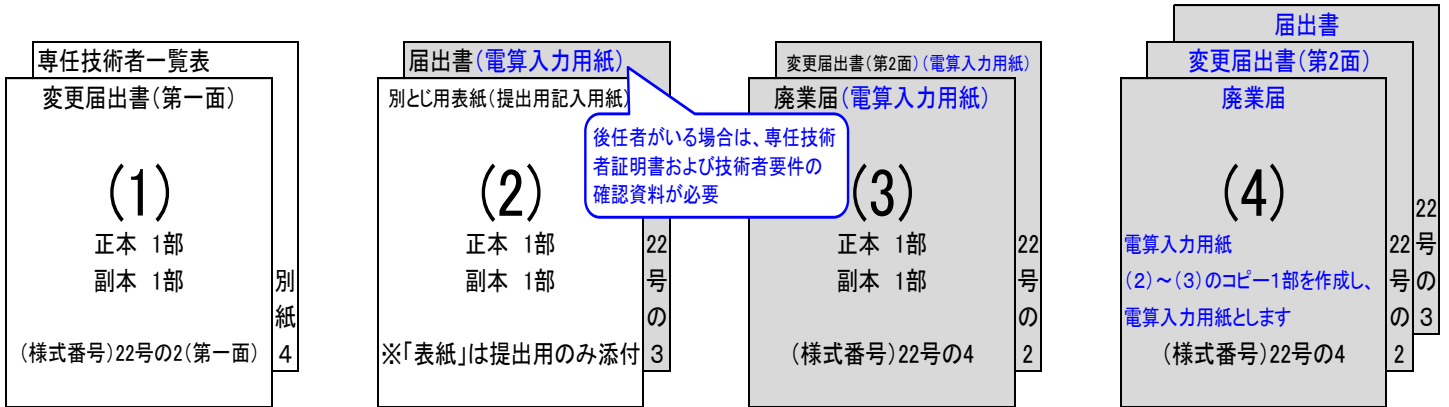


- (注1) 専任技術者の要件確認の資料選択は P8、10～11、92「技術者としての要件を確認するもの」などを参照。摘要や注についてもご確認ください。
- (注2) 変更届出書（第二面）は廃止で1枚・新設で1枚の計2枚必要（「旧営業所廃止」と「新営業所追加」）
- (注3) 事実上の所在地の変更を伴わず、登記上の所在地の変更にとどまる場合でも変更届の提出が必要。
- (注4) 主たる営業所の所在地変更において登記上の住所と事実上の収書が一致する場合及び従たる営業所に係る変更である場合に必要。
- (注5) 従たる営業所の所在地が変更になる場合で、その住所が支店登記されている時に必要。
- (注6) 電話番号のみの変更の場合は、営業所写真等は不要（名刺など変更後番号の確認できるもの）。また、事実上の住所に登記上の住所を一致させる場合は、登記事項証明書により確認できるため追加の確認資料は不要。
- (注7) 営業所の廃止に伴い、主たる営業所のみになる場合には不要。
- (注8) 法人（個人）として新たな業種を追加する場合は P16～17 の業種追加申請を参照。
- (注9) 既にいる専任技術者が、資格証明書のみによって業種を追加する場合は不要。
- (注10) 法人（個人）として現在許可を有している業種を廃止する場合は、全部廃業又は一部廃業となるため、廃業届の提出が必要。また、専任技術者の状況により様式の記載方法が変わる。（P91 参照）
- (注11) 後任の技術者に交代した上で一部廃業（営業所の業種廃止）する場合は、様式第8号（専任技術者証明書）及びその確認資料を添付する。後任者がおらず、技術者を削除するのみの場合は様式第22号の3（届出書）（P90 参照）を添付する。
- (注12) 執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長の変更、代表取締役の住所変更については届出不要。協同組合等の場合は、役員名簿（東京都産業労働局又は関東地方整備局の受付印のあるもの）の写しが必要。
- (注13) 「退任」とは、株式会社において、任期満了に伴い取締役から外れること。会社法の施行により、取締役の任期は原則として2年であるが、公開会社ではない株式会社（株式譲渡制限会社など）については、定款で定めることにより最長10年まで延ばすことが可能。また、委員会設置会社の取締役の任期は原則1年。
- (注14) 登記対象外の者（株主・顧問・相談役等）の変更については、商業登記に関する証明書は不要。
- (注15) 支配人の登記がある場合は、登記事項証明書が必要（法人の場合は、その支配人を令3条の使用人とする場合のみ）。また、個人の許可において支配人を経管責任者とする場合は、令3条の使用人の変更届ではなく経管責任者の変更届出が必要（P74No.13 参照）。
- (注16) 様式第8号の項番65が「2：有資格区分の変更（ある者の資格区分が変わる）」の場合には、変更した業種に対応する技術者要件の確認資料（資格証明書等）のみを添付してください。なお、変更前の者と変更後の者が同一人である場合は、常勤確認資料（保険証写し）は不要です。
- (注17) 氏名変更が必要な資格認定証明書がある場合には、適宜手続を行うことが必要です。氏名変更手続を行った場合、以降の申請手続等においては、改姓・改名後の資格認定証明書の写し（原本確認）を提出してください。
- (注18) 代表者・商号・営業所所在地に係る変更がある場合、廃業届の受付前にこれらに係る変更届が必要。
- (注19) 加入状況に変化がある場合は2週間以内に、加入人数の変動のみの場合は決算報告時に添付が必要。

■専任技術者の削除を伴う一部廃業届のとじ方例について

一部廃業届は、廃業届と変更届出書（第二面）のみからなります。専任技術者に関する変更届出書（本冊その1）とあわせて、一部廃業届（本冊その2）を下図の通りにとじてください。



■複数の届出事項がある場合のとじ方について

届出事項が複数ある場合、変更届は1つにまとめてとじることができます。様式第22号の2（第一面）に届出事項をまとめて記載し、下図を参考に書類をとじてください。

（例）役員の就任・退任、経営管理責任者、専任技術者に関する届出である場合のとじ方

なお、一部廃業届を同時に届け出る場合は、変更届とは別にとじてください。

